

静岡都市計画 区域区分の変更

静岡都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

年次 区分		令和 2 年度 (基準年)	令和 12 年度 (基準年の 10 年後)
都市計画区域内人口		677.9 千人	おおむね 646.2 千人
市街化区域内人口		633.1 千人	おおむね 604.0 千人
	配 分 す る 人 口	—	おおむね 601.8 千人
	保 留 す る 人 口	—	おおむね 2.2 千人
	特 定 保 留	—	—
	一 般 保 留	—	おおむね 2.2 千人

3. 産業フレーム（静岡県）

年次 区分		令和 2 年度 (基準年)	令和 12 年度 (基準年の 10 年後)
県内工業出荷額		125,868 億円	おおむね 140,607 億円

（注）産業フレームは静岡県全体で設定している。

理 由

本都市計画区域における市街地及び周辺の開発動向、今後の産業の見通し等を踏まえ、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、区域区分を本案のとおり変更する。

変 更 理 由

都市計画法第6条に規定された「都市計画に関する基礎調査」や、都市化の動向、都市整備の状況、農業的土地利用の状況等を勘案し、市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）に関する都市計画を変更する。

変更理由は、当初、筆界にて線引きしていたが、その後、圃場整備事業による筆界の変更に伴い、現在の筆界と区域区分線にずれが生じたため、現在の筆界に合わせて区域区分界を見直す。

なお、実態として、市街化区域に編入する区域については、住宅用地として利用されており、市街化調整区域に編入する区域については、農用地として営農している。

このことから、筆界による区域区分線の修正は、周辺環境に影響が生じない範囲での変更を行うものである。

変 更 概 要

	市街化区域面積	
	追加	除外
岳美地区	約 0.019 ha	約 0.033 ha
合 計	約 0.019 ha	約 0.033 ha

変更前市街化区域面積	約 10,537.0 ha
変更後市街化区域面積	約 10,537.0 ha

(新)

静岡都市計画 区域区分の変更

静岡都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区分 \ 年次	令和2年度 (基準年)	令和12年度 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	<u>677.9 千人</u>	<u>おおむね 642.2 千人</u>
市街化区域内人口	<u>633.1 千人</u>	<u>おおむね 604.0 千人</u>
配分する人口	—	<u>おおむね 601.8 千人</u>
保留する人口	—	<u>おおむね 2.2 千人</u>
特 定 保 留	—	—
一 般 保 留	—	<u>おおむね 2.2 千人</u>

(旧)

静岡都市計画 区域区分の変更

静岡都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区分 \ 年次	平成27年度 (基準年)	令和7年度 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	<u>687.6 千人</u>	<u>おおむね 661.5 千人</u>
市街化区域内人口	<u>639.0 千人</u>	<u>おおむね 614.7 千人</u>
配分する人口	—	<u>612.8 千人</u>
保留する人口	—	<u>1.9 千人</u>
特 定 保 留	—	0.0 千人
一 般 保 留	—	<u>1.9 千人</u>

